

第110回 新宿区住居表示審議会

平成29年10月5日(木)
新宿歴史博物館 講堂

新宿区振興部地域コミュニティ課住居表示係

第110回新宿区住居表示審議会

午後2時開会

－開会（合同）－

●事務局

本日は、ご多忙のおり、住居表示審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。開会に先立ちまして、最初に資料の確認をいたします。

皆様の机にごございます本日の次第、机上配付資料①の新宿区住居表示実施図、机上配付資料②の新宿区住居表示審議会条例、机上配付資料③の新宿区住居表示審議会基本委員名簿、机上配付資料④の本塩町地域地元委員名簿、議題関係資料1-1の四谷本塩町地域の住居表示の実施について、議題関係資料1-2の四谷本塩町住居表示新旧対照案内図になります。資料に不足はございませんでしょうか。

続きまして、本日の審議会の進め方をご説明いたします。次第に沿いまして、議題1の四谷本塩町地域の住居表示実施についてご報告いたします。こちらをもちまして、本塩町の地元委員の方々は地元委員の職が解かれることとなります。この後には暫時休憩となりますが、この休憩時間の中で、本塩町地域の地元委員の方々と入れ替わり、三栄町地域の地元委員の方々にご入室いただきます。

三栄町地域では、地元審議会において住居表示実施素案がまとまりました。実施素案の内容やこれまでに至る経緯についてご説明していただき、基本委員の方々によるご審議を賜りたいと思います。

なお、本日は、議題により委員が入れ替わります。基本委員の皆様には議題2の関係資料を事前に郵送いたしました。休憩の後には、それらの資料を用いて審議を行いますので、資料に不足のある方は後程事務局までお知らせください。また、傍聴の方は自由に傍聴することができますが、会議の中で発言することはできませんので、よろしく願いいたします。それでは、会長、お願いいたします。

●会長

それでは、開会に先立ちまして、定足数の確認をいたします。

本審議会は、基本委員14名、地元委員10名の24名で構成されます。本日の出席者は18名となり、過半数を超えており、会議は有効に成立しています。

これより第110回新宿区住居表示審議会を開会いたします。はじめに吉住区長よりご挨拶申し上げます。区長、お願いいたします。

－区長挨拶－

●区長

みなさん、おはようございます。区長の吉住健一です。本日はご多忙にもかかわらず、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年11月の審議会で答申を頂きました本塩町地域の住居表示ですが、地元委員を初め地域の方々の御協力により、本年9月19日に無事実施することができました。

本塩町地域の地元委員におかれましては、平成27年8月28日より今日まで御苦勞をお掛けしたことと思います。本日の審議会をもって地元委員の職務は完了することになります。本当にありがとうございました。

また、本日は2つ目の議題として、三栄町地域における住居表示の実施に関する実施素案の審議がございます。本塩町に続いて、昨年7月の諮問から地元審議会で9回にわたり、慎重にご審議いただきました。この実施素案についてご報告いただき、本日の合同審議会でその内容をご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今後も、住居表示につきましては、合理的でわかりやすいこととともに、地域の歴史的沿革や町のコミュニティへの影響等も十分に考慮しながら、進めていきたいと思っております。審議会では、それぞれの御立場から積極的なご意見を頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

－出席者紹介－

●会長

区長、ありがとうございました。続きまして、出席者の紹介に進みます。事務局より、出席者の紹介をお願いいたします。これより、基本委員及び本塩町地域の地元委員の出席者の紹介をいたします。委員の方々はそのまま御出席頂いたままで結構です。それでは、一名ずつ名前を読み上げさせていただきます。

〇〇〇〇様（基本委員及び本塩町地元委員の名前を読み上げる）

以上が本日の出席者になります。

－議題1 四谷本塩町地域の住居表示実施について－

●会長

早速議題に入りたいと思います。まず、議題1の四谷本塩町地域の住居表示実施の報告について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

四谷本塩町地域の住居表示の実施について報告いたします。

資料1-1の「四谷本塩町地域の住居表示の実施について（報告）」及び「四谷本塩町住居表示新旧対照案内図」をご覧ください。四谷本塩町の町の区域でございますが、新旧対照案内図の青い線になります。住居表示の実施基準によりまして、従来の町境が道路の中心になっているところは、道路の西側南側側線に町境に変更することになりますが、その部分以外は、従前の本塩町の範囲です。

新しい町の名称は四谷本塩町、実施期日は平成29年9月19日でございます。四谷本

塩町の規模ですが、面積は約7万㎡です。この実施により区の実施率は約75.51%になりました。平成29年9月1日現在において、世帯数及び人口は254世帯419人です。実施に至る経過ですけれども、前回の合同審議会までの経緯は省略いたしまして、答申から後の経過を簡単にご報告いたします。

実施案の公示日の翌日である平成28年11月4日から30日間、住居表示に関する法律第5条の2に基づき、案の公示を行いました。特に変更請求が出ることなく公示期間を満了し、平成28年12月8日に区議会で議決されました。

その後、建物調査や居住者調査を進めまして、翌年の平成29年6月に5日間に渡って番号相談会を開催しました。48名の方が参加されまして、住居番号の調整などの要望に対応いたしました。この後、住居番号を決定して告示を行うとともに、8月9日から本塩町の皆さんに通知書等の配付を行いました。あわせて8月26日から計4回住居表示手続き説明会を開催し、延べ54名の出席でした。そして、平成29年9月19日に実施期日を迎えました。

四谷本塩町地域の住居表示付定件数は、16街区合計で143件です。なお、16番街区は千代田区立外濠公園となっており、新宿区の住所をつける建物が存在しないため、付定建物数は0棟でございます。

四谷本塩町地域では、街区内に行き止まりの私道等があり、従来のフロンテージでは同一番号の住所が10棟近くできてしまうところが複数ありました。そこで、平成27年に住居表示を実施した四谷坂町地域と同様に、特例により行き止まりの私道等の中まで基礎番号を付番することを決めました。これにより、同一の住居番号は最大でも3棟となりました。また、基礎番号が大きくなり過ぎることが心配されましたが、最も大きな4番街区でも44までで、最大でも50程度までの範囲におさまり、わかりやすい住居表示となりました。決定通知書は、住民は世帯単位で交付していきまして261件、法人は260件、計521件です。説明は以上でございます。

●会長

報告について以上になりますが、質疑の前に地元委員の代表者より一言お願いいたします。

●△△委員

本塩町地域地元審議会の会長を務めましたので、代表して私から一言申し上げたいと思います。これまでの本塩町では、地番による住所を用いており、何棟かの建物が同じ住所で表されていました。いざ本塩町の中に住んでおきますと、周りの建物と同じ住所であることにあまり違和感をもっておりませんでした。

2年前に区の方が町会にいらっしゃってご説明をして頂いた際に、住居表示制度のことをうかがいました。緊急時や配送時の現場特定における住居表示制度の重要性を伺い、制

度導入の必要性を感じる一方、地元審議会の審議にあたっては、わたしたちで地域のことを決断するこわさや不安もございました。しかし、私たちの子どもや孫の世代のことを考えると、いつかはわかりやすい住所にしなければならないのならば、こうしてお話をいただいたのも何かの縁でございましょうし、これを機にわかりやすい住所にすることが将来本塩町に住む方や訪れる方にとってよろしいことだと思い、これまで力を尽くしてまいりました。今回の住居表示によって、本塩町の歴史をふまえながら、よりわかりやすい住所の表示となり、大変うれしく感じております。これからは、住所の不便が解消され、より安心して生活できるようになると思います。これからの四谷本塩町、また新宿区の未来の発展を願っております。ありがとうございました。

●会長

ありがとうございました。四谷本塩町地域の住居表示実施の報告について、どなたかご質問はございますか。△△委員いかがでしょうか。

●△△委員

僭越ながら、私はアドバイザーとして本塩町地域の地元審議会に参加させていただいて、地元委員の方々の熱心な議論を、間近で拝見させていただきました。これまで様々な課題があったかと思いますが、地域のことを考えながら、大変良い実施素案が実現したことは、私としても感慨深いものがございます。

9月19日をもって、本塩町は四谷本塩町となり、町の名称が変わりました。

前回の住居表示実施では、平成27年7月21日に坂町の町名が四谷坂町に変わりました。この四谷坂町においてなのですが、2年経過して、住居表示を実施したことについて、何か意見を頂くことがありますか。

●事務局

四谷坂町地域の実施直後には、住所に関するお問い合わせを区に複数いただきましたが、その中で「住居表示を実施したことでわかりやすくなった」というご意見もいただきました。また、街区表示板などのプレートがついたことで、どこの家がどういう住所であるかわかりやすいというお声もいただいております。四谷本塩町においても、新たにプレートが設置されてきておりますが、このようなわかりやすい表示を今後も維持管理できるように区では取り組んで参ります。

●会長

ほかにご意見はありますか。地元審議会の委員の方でも何かございましたら、どうぞ。

●△△委員

私は地元委員ですが、少しご意見をよろしいでしょうか。早速いただいたハガキで、実施後の住所を知人に知らせておりましたところ、四谷がついてよかったというお声をいただきました。私は地元審議会の中で、四谷本塩町の案を支持しておりましたところ、そのようなご意見をお聞きしましたので、ご報告させて頂きました。これまでの検討で皆様にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。

●会長

ほかにご意見はございますか。ご意見がないようですので、四谷本塩町地域の住居表示実施の報告の審議を終了します。本塩町のご地元委員の方はこれで委員としての職が解かれることとなります。ありがとうございました。解職にあたり、区長から一言ご挨拶があります。

●区長

本塩町地域地元委員の皆様、本当に長い間ありがとうございました。

地元委員の皆さまにおかれましては、わかりやすい住所の表示を行うために、どのように番号を付けていくかを考える上で、まちあるきやアンケートを行い、検討していただきました。町の名称を考える上では、様々なご意見がある中で、このようにわかりやすい住居表示となるようにまとめられたのも、顔の見える関係をつくり検討を重ねることができたことによるものであり、ひとえに地元委員の皆様のご尽力いただいた結果であると思えます。本日でこの任は解かれることにはなりますが、皆様がつくりあげたこの事業は将来にわたって引き継がれていくものになります。本当にこれまでありがとうございました。

●△△委員

すみません。地元委員から最後に一つだけ失礼いたします。住居表示についてはここまでに至りまして良かったと感じておりますが、本塩町内の階段について、せっかく区長がいらしている場なのでお話しさせて頂きたいと思えます。本塩町は坂が多く、階段も多くございます。階段が私道であるところでは、通行が危ないところもあり、私も何度か区役所に訪れ、手摺を付けてほしいなどの要望をさせていただきました。その部分は私道なので区が手摺を設置することは困難であるという事でしたが、先日はお年寄りの方が転んでしまい救急車で運ばれたことがありました。せっかくですので、住居表示を考える上で色々な道を見て、そのように思いましたので、このことについてもご対応をいただければと思います。よろしく願いいたします。

●区長

それでは、所管の部署と私道助成が利用できるか調整を図りたいと思います。

●△△委員

ありがとうございます。

●会長

ありがとうございました。それでは、ここで審議会を暫時休憩としまして、本塩町の地元委員の方々はご退席いただきます。お疲れ様でした。

基本委員の方々は引き続き議事がございます。事前に郵送した議題関係資料をご用意の上、これより10分後に再度お集まりください。資料をお持ちいただいていない方は、事務局の方までお知らせください。それでは、休憩といたします。

(10分間休憩)

－議題2 三栄町地域住居表示地元審議会がまとめた実施素案－

●会長

それでは、審議会の再開の前に、定足数の確認をいたします。

本審議会は、基本委員14名、地元委員10名の24名で構成されます。出席者は17名となり、過半数を超えており、会議は有効に成立しています。

次の議題は、「三栄町地域住居表示地元審議会がまとめた実施素案」になります。ただいまの休憩時間の間に、三栄町地域の地元委員の方にご入室いただいたので、繰り返しますが、議題に入る前に簡単に再度委員の紹介と資料の確認を事務局からお願いいたします。

●事務局

これより、基本委員及び三栄町地域の地元委員の出席者の紹介をいたします。委員の方々はそのまま御着席頂いたままで結構です。それでは、一名ずつ名前を読み上げさせていただきます。

○○○○様（基本委員及び三栄町地元委員の名前を読み上げる）

出席者の紹介は、以上になります。次に、資料の確認をいたします。本日の次第、議題関係資料2-1三栄町地域における住居表示の実施素案について、議題関係資料2-2地元審議会の検討の経過、議題関係資料2-3三栄町地域住居表示ニュース第13号、議題関係資料2-4三栄町地域住居表示ニュース第14号、議題関係資料2-5三栄町地域からいただいた意見について、議題関係資料2-6審議会委員名簿、議題関係資料2-7新宿区住居表示審議会条例及び施行規則、また、四谷本塩町の住居表示の実施が反映された、

住居表示実施図を机上配付しております。資料に不足はございませんでしょうか。

また、四谷本塩町の住居表示実施の報告からご参加いただいている方には、繰り返しになりますが、こちらの会議は公開となっており、傍聴の方は自由に傍聴することができますが、会議の中で発言することはできませんので、よろしくお願いたします。それでは会長、お願いたします。

●会長

それでは、議題2の三栄町地域住居表示地元審議会がまとめた実施素案になります。昨年7月に開催した合同審議会において、区長から三栄町地域の住居表示の実施について諮問を受け、地元審議会に検討をお願いいたしました。これについて、地元審議会の代表の方から、御報告をお願いします。

●△△委員

それでは、地元審議会がまとめた三栄町地域の住居表示の実施素案について、ご報告いたします。皆様のお手元にお配りしている資料の、「資料2-1 三栄町地域の住居表示の実施素案について」というものがございますので、そちらをご覧ください。三栄町地域住居表示地元審議会における検討結果は、こちらの資料に示すとおりになります。

まず、1の実施区域については、現在の三栄町の区域とします。ただし、町境は道路の南側西側側線を原則とし、この図に示すとおりになります。資料を1ページおめくりください。2の町の名称については、四谷三栄町とします。そして、3の街区割及び街区符号についてですが、街区符号は、隣接する街区と連続するように番号を付けます。そして、街区符号の起点は、現在の三栄町1番地とし、三栄通りの南側において、三栄町の1番地から西に向かうように1番街区から10番街区まで番号を付けます。そして、三栄通りの北側においては、現在の三栄町26、27、28、29番地から東に向かうように11番街区から16番街区まで番号をつけ、現在の三栄町2番地の部分を街区符号の終点とします。各街区の位置については、この図に示すとおりになります。最後に、4の、その他三栄町の住居表示の実施に必要な事項については、基礎番号は街区の外周道路と街区内の道路等に設定することとなりました。

この検討結果に至るまでの経緯については、事務局からご説明をお願いします。

●事務局

三栄町地域の住居表示の取り組みについて、事務局から説明します。三栄町は新宿区の南東、四谷地域にあり、四谷坂町、四谷本塩町、四谷一丁目、四谷二丁目、荒木町に隣接する町でございます。平成29年9月1日現在において、面積は0.09k㎡、世帯数911世帯、人口1,626人、平成26年の経済センサスによる事業所数は288、建物数

は約400棟です。地元審議会です。まとめた実施素案については、△△委員から報告がありましたとおりで。それでは、配付資料に沿いながら、要点をまとめてお伝えさせていただきます。

まず、資料2-2の「地元審議会の検討の経過」をご覧ください。平成28年7月の合同審議会から住居表示の実施素案の検討を始め、三栄町地域住居表示地元審議会では9回にわたって実施案を検討しました。地元審議会の審議内容については、こちらの資料に示すとおりでございます。地元審議会の検討の最初の段階では、まず、三栄町にふさわしい住所の表し方を検討するため、住居表示の基本的なルール、住居表示に関する法律、東京都の実施基準、新宿区の実施基準の内容を確認しました。

はじめの検討として、三栄町地域で住居表示を実施する際の、実施区域の検討を行いました。地元審議会での検討の結果、現状の区域を変更することには抵抗がある、ということから、現状の三栄町の区域を実施区域とすることで、案がまとまりました。

街区割の検討の際には、三栄町の地域にとって最も分かりやすい住所の表し方となるよう、委員全員の意見を記入したものを集約しました。そして、街区割の案に関して意見が分かれている部分について、基礎番号の設定のパターンなどを実際にシミュレーションし、第3回から第6回地元審議会、4回にわたり慎重に検討をいたしました。

また、第4回地元審議会では、道路や建物の状況を確認するため、委員とその時お越しになられた傍聴者の方と、町歩きをおこなっております。街区割の各パターンに対する基礎番号の付け方についても検討を重ね、通り抜けできる公道及び私道の全てで街区を分け、各街区の外周に基礎番号を付けることが最も分かりやすいということで、今回の実施素案の街区割の案がまとまりました。次に街区符号の付け方ですが、東京都の住居表示の実施基準では、最も都心に近い街区を街区符号の起点とすることと定められております。これに基づき、現状の三栄町1番地のブロックを街区符号の起点として、わかりやすい街区符号(番号)の付け方を検討し、2つのパターンが案としてあがりました。検討の結果、三栄町の町にとって、三栄通りをまたいで街区符号が南北に行ったり来たりするのは分かりにくいという意見があり、災害時の安全面なども考慮し、現状の素案でままとっております。また、三栄町北側の街区内の通りぬけできない袋小路の私道に対して、基礎番号を設定するかに関して、審議会でも検討いたしました。私道・私道(二項道路)と幅員が明確に確認できる道路に対しては、街区の外周だけでなく、袋小路の私道の中にも基礎番号を設定すれば、住居番号の重複が少なくなり、分かりやすい住所となる、という理由から、基礎番号を設定する道路を検討し、案をまとめております。

最後に町名の検討ですが、町名に関しても、町の方にとって、関心の高い事項ですので、第2回、3回、7回、8回の審議会の中で慎重に議論を進めてまいりました。町名に関しては、「四谷三栄町」という案と「三栄町」という2つの案があがったのですが、最終的には、審議委員の全会一致で、「四谷三栄町」という町名の案でまとまりました。

「四谷三栄町」を町名とする理由としては、四谷笹笥町(よつやたんすまち)、四谷新堀江

町（よつやしんほりえちょう）、四谷北伊賀町（よつやきたいがちょう）の3つの町の繁栄を願って誕生した、「三栄町」という名前に町の人も愛着を持ち、親しんでいる。そのため、「三栄町」という名前は生かし、「四谷三栄町」としたいこと。四谷を付けた方が、四谷地区、四ツ谷駅の近くにあることがわかりやすいこと。これまでの「四谷区」であったなどの歴史的経緯を踏まえても「四谷三栄町」が妥当だと思うこと等の理由から、現在の三栄町と言う名称に四谷をつけることで意見がまとまりました。

以上、実施素案をまとめた経過でございます。この実施素案についての説明会を、本年度6月16日から6月19日で4回にわたり、三栄町地域にお住まいの住民と事業所の皆様から、素案の内容や検討の経過に関してのご意見を伺いました。その説明会の後に、三栄町地域に三栄町地域住居表示実施素案に対して、の意見募集を行っております。ここで、資料2-3住居表示ニュース13号をご覧ください。意見の募集は、住居表示ニュースの最終ページに返信用ハガキをつけて、区にご意見を返信していただく形で行いました。この住居表示ニュース第13号の紙面の中で、説明会にお越しいただけなかった方にも、地域の皆様全員に実施素案の内容をご理解いただけるよう、まとまっている素案の内容と検討の経緯を掲載しております。意見募集は、6月30日～7月17日の18日間の期間を設け、33通のご意見がありました。

続いて、資料2-4住居表示ニュース14号をご覧ください。先ほど説明いたしました、実施素案の地域説明会、また住居表示ニュース第13号の全戸配付による意見募集の結果を、7月28日に開催した第9回地元審議会でご報告させていただきました。また、三栄町の住民の方から、実施素案が地元審議会で最終的にまとまる前に、説明会や意見募集で出た意見を地域の人にも周知してほしいというご意見をいただきました。そのため、こちらの住居表示ニュース第14号で、三栄町地域の方が住居表示に対して疑問を持っている点や反対だと感じている点に、区の回答を添えて、全戸配付し、周知を図っております。その上で、7月28日の第9回地元審議会では、三栄町地域からの実施素案に対するご意見を踏まえて、最終的な実施素案のとりまとめを行いました。

資料2-5「三栄町地域からいただいた意見について」をご覧ください。こちらの資料には、説明会、意見募集、またその他意見書などでいただいたご意見をまとめております。第9回地元審議会では、これらの意見を踏まえ、実施素案のとりまとめを行いました。特に地元審議会では、実施素案の具体的内容の変更に関して、地域の方のご意見と、現状の素案を現地調査結果及び図を用いた資料による検討の上、最終的な取りまとめを行いました。その検討の結果、三栄町のまちにとって、将来にわたってわかりやすい住所の表し方となるように、今回の素案の内容で変更しないということで、まとまりました。

以上が、これまでの三栄町地域における住居表示の取り組みになります。事務局からの説明は以上です。

●会長

ありがとうございました。三栄町地域の住居表示実施素案をまとめるにあたっては、色々御苦労もあったと思います。これまでの検討を振り返っての感想を地元審議会の代表の方からご発言をいただきたいと思います。

●△△委員

このたび三栄町地域の地元審議会の会長を務めさせていただきましたので、僭越ではございますが、一言申し上げます。昨年の7月に、区長から委嘱をされた10名の地元委員で、この三栄町にふさわしい住居表示の実施素案について、毎月1回ほど、概ね2時間の地元審議会で検討を進めてまいりました。地元審議会では、住居表示のルールをはじめ、三栄町の歴史について理解を深め、地域の実情にあった住居表示の実施素案について、意見を交わしてまいりました。街区割を検討するにあたっては、地元委員の全員で三栄町全体のまちあるきを行い、住所のわかりやすさと、地域にとって防災などの面でも安心安全のわかりやすい住所の表示となるように努めました。

また、町名の検討については、かつて「四谷区」であった過去の歴史や、3つの町の繁栄を願って誕生した「三栄町」という町名が地域の方々に親しまれていることなども考慮し、検討を行ってまいりました。実施素案の説明会が開催された際には、私も出席し、地域の方のご意見を伺いました。ご意見をいただいたときには、全体の理解が得られる案を作成することの難しさを、あらためて認識いたしました。地元委員全員が一丸となって丁寧に議論を進めて作成した実施素案は、三栄町にふさわしい実施素案となり、地域の概ねの理解を得られたと思っております。この素案の内容により、将来にわたりわかりやすい表示となるよう、三栄町の住居表示の実施を進めて頂きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

●会長

ありがとうございました。また、今回三栄町地域の地元審議会にて、オブザーバーとして審議会にご参加いただいた△△委員からも一言お願いします。

●△△委員

これまで、三栄町の地元委員の方とともに、実施素案の検討のサポート役として、ほとんどの地元審議会に出席させていただきました。私は、第2回の地元審議会で、三栄町の歴史について解説させていただきました。また、第2回以降も、まちの成り立ちや三栄町以外のまちについてのお話しをさせていただきましたが、地元委員の方のご議論は、これまでの歴史を尊重しながら、将来にわたり、分かりやすく、災害などにも強いまちをつくるということを念頭におきながら、大変熱心にされておりました。三栄町の町歩きをされた際には、実際に訪れた方が、街区の境として、初めて三栄町を訪れた方にとって分かり

やすいかなど、多角的な視点から意見を交換されておりました。私は、古地図の研究をしているという職業柄、この町は昔はどうだったかなど、歴史について述べる機会が多くございます。しかしながら、書物や文献に目を通すだけでは、どのような経緯があって、その歴史が築かれてきたのかは目の当たりにすることはなかなかできません。このたび、三栄町の地元委員の皆様とともに、実施素案の検討を行うことで感じたことは、書物の中では一文で表現されることであっても、それが実現されるまでには多くの方の思いや行動があって、それが現実となっているということです。住居表示を実施すると言え、一言に収まってしまうことですが、地元委員の方がそれぞれの立場で熱心に議論されてきたことは、非常に印象に残っています。

三栄町地域に訪れる方、また三栄町の未来を考えた実施素案となり、大変すばらしい検討に参加させていただきましたことに、心より感謝しております。この案により、住居表示の実施を行い、多くの方にとって利用しやすいまちとなることを願っております。どうぞ、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●会長

ありがとうございました。丁寧に時間をかけて三栄町地域にふさわしい住居表示の実施素案をまとめていただいたと思います。それでは早速、地元審議会がまとめたこの案について、審議に入りたいと思います。最終審議の前に、吉住区長は一時、ご退席いただきます。それでは、実施素案について、何かご質問又はご意見のある方はいらっしゃいますか。

●△△委員

私は中落合に住んでおまして、住居表示が実施されるまで地番で表される住所で表示されていました。住居表示の実施により非常にわかりやすい住所となりました。また、私は以前消防団に属しておまして、地元のお祭りで救急車を呼んだ時にすぐに場所を伝えることができ、すぐに救急隊がとんできてくれましたし、事故か何かで救急要請があった場合に、このように細かくわかりやすい住所の表示である事は非常に重要であります。また、三栄町という名称であると、区内に住んでいる方でも区内のどこにあるのかが分からないという方もいらっしゃいます。四谷地区では町会も多く、四谷三栄町という名称になることで、私としてはわかりやすく、よろしいと思います。以上です。

●会長

ご意見ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。△△委員、いかがでしょうか。

●△△委員

三栄町地域の地元委員におかれましては、計9回の審議を経て、町の地形などを考慮の

上、実施素案をとりまとめいただき、本当におつかれさまでした。実施素案は大変素晴らしい内容となっており、わかりやすい住所の表示が徐々に広がっていくことを大変嬉しく感じております。

先ほどの事務局からの説明ですと、議題1で取り扱った四谷本塩町とあわせて、三栄町が実施されることにより、実施率は、約76%になるということでした。未実施地域は区の4分の1ほどございますが、この地域において住所がわかりにくいという声をいただくことはありますか。区民の方だけでなく、区民以外の方も含めて、そういったご意見をいただくことがあれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

●事務局

新宿区につきましては、昭和40年から落合地域から順次住居表示の実施を行い、地域の方への説明等を含めて進めてきたこともあり、現在の約75%という実施率となっているところでございます。実際には、未実施地域にお住まいの方から、住所をわかりやすいものにしてほしいというご意見をいただくこともございます。また、配送会社の方から、新宿区内で未実施地域が残る事に対して驚いたというご意見も区に届くこともございます。今後も住居表示の趣旨普及を進めて参りますが、どの地域で住居表示を実施するかについても慎重に検討していきたいと思っております。また、住居表示の実施地域から除いてほしいというご意見などもいただくこともございますので、そういったご意見もきちんと踏まえながら、今後の趣旨普及に取り組んでいきたいと考えております。

●会長

ほかにご意見やご質問はございますか。それでは、ほかにご意見やご質問がなければ、この地元審議会がまとめた実施案をもって区長に答申したいと思っております。事務局から、答申案をまとめたものを皆様にお配りいたします。事務局、お願いいたします。

(資料配付)

●会長

こちらの案のとおりにお答申を行いますが、異議はありますか。それでは、答申を行います。

(会長から区長へ答申文を渡す)

●会長

それでは、答申について、区長からご発言をお願いいたします。

●区長

三栄町地域の住居表示につきまして、答申をいただき、誠にありがとうございます。この答申に基づきまして、30日間の公示を経たのち、区議会に議案として提案をしたいと思えます。三栄町は、昭和18年に箆笥町、新堀江町、北伊賀町が合わさり誕生しました。現在までの74年間、地域の方の愛着とともに用いられた町の名前でございますが、この親しみ深い名称は、よりわかりやすいものとなり、また、これまでの歴史・文化は後世に引き継がれていくこととなります。

地元審議会の委員の皆様が検討した、この住居表示の案は、三栄町の地形を十分に考慮されたものであり、この案により、お住まいの方だけでなく、三栄町を訪れる方にとってわかりやすい住所となります。住居表示の実施を通じて、三栄町がより安心できる町となり、さらに発展していくことを願っております。

これから先、実施日までの準備の段階で、基本委員の皆様には、それぞれの専門分野でのご協力をいただくことがございますが、なにとぞよろしく願いいたします。誰もが利用しやすく住みやすいまちをつくる上で、皆様より多大なるお力添えをいただいたことに、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

●会長

それでは、これで第110回新宿区住居表示審議会を閉会とします。ありがとうございました。

(午後3時15分閉会)